

# 小動物管理センターでの犬・猫の引取りについて

平成 25 年 9 月 1 日施行の動物の愛護及び管理に関する法律により、終生飼育の原則に反する引取りを一切いたしませんのでご理解ください。

## ○引取りをお断りする事例

- ・犬猫等販売業者から引取りを求められた場合。
- ・引取りを繰り返し求められた場合（2度目の引取りはいたしません）。
- ・市や県からの繁殖制限措置に関する指示に従っていない場合（子犬、子猫の場合）。
- ・犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合。
- ・飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合。
- ・あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つける為の取組を行っていない場合。

## 動物を飼えなくなった場合

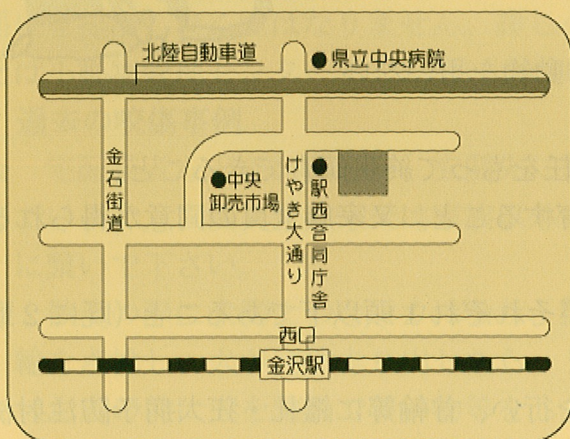
飼い主さんには、その動物を終生飼育する責任があります。ご自身で次の飼育者を探してください。里親の探し方には次の様な方法があります。

- ・親類友人等に飼って貰えないか相談してみてください。
- ・里親募集のチラシ（写真を付けると効果的です）を作り、動物病院や大型のペットショップに貼らせて貰えるようお願いしてみてください（一部のペットショップや動物病院では出来ない場合もありますので、事前に電話でご確認ください）。
- ・フリーペーパーや新聞広告（有料となりますので事前に料金をご確認ください）で里親を募集することも出来ます。
- ・ご自身で、ホームページ等を持っている場合、それらを利用して里親を募集することも有効です。

いずれにしても 1 週間や 2 週間で里親を探すことは出来ません。時間をかけて良い里親となっていただけの方を探してください。

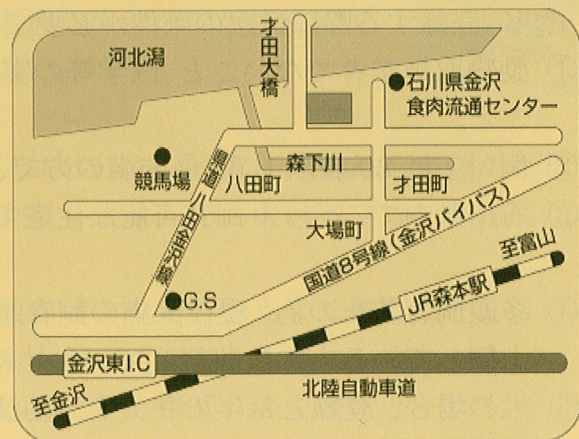
## 相 談 窓 口

金沢市保健所



金沢市保健所 衛生指導課  
電話 234-5114

小動物管理センター



金沢市小動物管理センター  
電話 258-9070